

食安輸発第0212001号
平成21年 2月12日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(ブラジル産コーヒー及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号(最終改正：平成20年12月19日付け食安輸発第1219001号)に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、ブラジル産生鮮コーヒー豆において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

なお、自主検査について、登録検査機関において対応できない場合にあっては、モニタリング検査にて対応されるようお願いします。

記

1 対象食品

ブラジル産コーヒー豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) EXPORTADORA E IMPORTADORA MARUBENI COLORADO LTDA が輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対しフルトリアホールに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（フルトリアホールを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：生鮮コーヒー豆
2. 生産国：ブラジル
3. 輸 出 者：EXPORTADORA E IMPORTADORA MARUBENI COLORADO LTDA
4. 検査結果：フルトリアホール 0.09ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検 疫 所：名古屋検疫所（届出受付番号：第53006090080号1欄）
6. 輸 入 者：丸紅 株式会社